

令和8年度千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点事業 登録民間人材ビジネス事業者募集要項

千葉県では、専門的知識や技術を有する専門人材（プロフェッショナル人材）の活用により、県内中小企業の様々な経営課題を解決することを目的として、「千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点」（以下「拠点」という。）を設置しています。拠点と連携し、県内中小企業のニーズに対応したプロフェッショナル人材をマッチングする、令和8年度の登録民間人材ビジネス事業者を募集します。

※プロフェッショナル人材…新たな商品・サービスの開発、その販路開拓や、個々のサービスの生産性向上など具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材。

1 登録の資格

職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に規定する有料職業紹介事業者とします。

ただし、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が資本金、基本金の2分の1以上を出資している法人は除きます。

2 登録民間人材ビジネス事業者の責務

- (1) 拠点と連携し、拠点から情報提供された県内企業の人材ニーズを踏まえ、プロフェッショナル人材の紹介及びマッチング業務を行うこと。
- (2) 毎月の活動状況について、拠点の定める様式により、拠点宛てに報告すること。

3 申請方法

申請にあたっては、「2 登録民間人材ビジネス事業者の責務」を承諾の上、登録申請書（別紙様式第1号）に必要事項を記載し、以下の(1)から(8)までの書類を添えて提出してください。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレットなど）
- (3) 求職及び求人への申込方法など、業務運営の手法等が分かるもの（求人・求職票の様式及び申込手順が分かるものなど）
- (4) 個人情報の管理に関するもの（個人情報保護方針など）
- (5) 有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針について（別紙様式第1号 別添1）
- (6) 人材の円滑な定着のための取組について（別紙様式第1号 別添2）
- (7) 宣誓書（別紙様式第1号 別添3）
- (8) その他知事が必要と認める書類（求めがあった場合）

4 申請期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月11日（水）まで【必着】

5 申請書類の提出先及び提出方法

(1) 提出先

千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班

電話：043-223-2767 E-mail：koyoul@mz.pref.chiba.lg.jp

住所：〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

(2) 提出方法

(1)の提出先に原則電子メールで御提出ください。

メールサイズは添付資料を含めて7メガバイト以内としてください(サイズ超過の場合は受信ができません)。

また、受信漏れを防ぐため、メール送信後、受信確認の電話連絡をお願いします。

郵送で提出する場合は、封筒の表に「プロ人材事業・登録申請」と朱書きし、特定記録郵便や簡易書留等、記録の残る方法で送付してください。

6 民間ビジネス事業者の登録

提出書類を審査の上、知事が登録を認めることとした場合には、登録に係る通知書を交付し、千葉県ホームページに掲載します。

7 登録の有効期間

登録の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。ただし、意向を確認の上、延長することがあります。

8 登録の取消

以下のいずれかの事項に該当する場合は、登録の有効期間内であっても、知事は登録を取り消すことができるものとします。

- (1) 職業安定法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
- (2) 正当な理由なく、登録民間人材ビジネス事業者の責務に従わないとき
- (3) その他登録民間人材ビジネス事業者として不適切な事由があると知事が認めたとき

9 その他

- (1) 郵送提出の場合においても、提出書類はお返ししません。
- (2) 申請書類提出後に登録を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

10 問い合わせ先

千葉県商工労働部雇用労働課 企画調整班

電話：043-223-2767 F A X：043-221-1180

E-mail：koyoul@mz.pref.chiba.lg.jp